

簡易業務用無線局の高度化について

デジタル簡易無線機は2008年に制度化され、15年以上が経過しました。現在デジタル簡易無線機は利用者と急激な需要増加により、チャンネル不足や混信が問題となっています。この問題を解決するため、デジタル簡易無線機の高度化への関係省令が2023年6月1日付で交付、施行されました。今回の高度化によりチャンネル数の増加や中継利用等が可能となるため、さらにデジタル簡易無線機を快適にご利用いただけます。

免許の種類	周波数帯	現状	今後
免許局	467 MHz 帯	65ch	75ch
免許局 (中継)	465 MHz 帯	—	10ch (上り) — (下り)
	468 MHz 帯	—	
登録局	351 MHz 帯	30ch	82ch
登録局 (上空)	351 MHz 帯	5ch	15ch

免許局について

- 65ch から **10ch 増波**され **75ch** での運用が可能
- 中継用 10ch (ペア) の増波により **中継利用**が可能

※増波前のモデルは中継器が利用できません。
増波対応モデルの無線機と中継器のご購入が必要です。

登録局について

- 30ch から **52ch 増波**され **82ch** での運用が可能
- 上空 ch が **10ch 増波**され **15ch** での運用が可能

ご不明点やご質問等あればお気軽にお問い合わせ下さい。

詳細は HP でもご覧頂けます
<https://www.jenix.co.jp/special/evo/>



Radio Communication Solutions
株式会社 **ジャパンエニックス**
JAPAN ENIX CO.,LTD.

本社 〒140-0004 東京都品川区南品川 2-7-18 03-5715-2351
関西支店 〒550-0023 大阪市西区千代崎 1-24-11 06-6583-7700
札幌営業所 011-733-6120 仙台営業所 022-290-9381
名古屋営業所 052-908-1440 九州営業所 092-432-9077